令和３年８月1日現在

**特別養護老人ホームたんねの里　サービス利用料金兼同意書**

**１．介護保険制度の利用者負担について**

利用者負担＝介護費用の１割もしくは２割もしくは３割＋居住費＋食費＋日常生活費

**２．施設利用料**

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

また令和３年４月から９月までの半年間は、新型コロナウイルス感染症への対策として施設利用料金が更に0.1%上乗せとなります。

①施設利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護度 | １日あたりの自己負担額 | １ヶ月（３０日）あたりの自己負担額 |
| １割 | ２割 | ３割 | １割 | ２割 | ３割 |
| 要介護度１ | 662円 | 1,324円 | 1,986円 | 19,860円 | 39,720円 | 59,580円 |
| 要介護度２ | 731円 | 1,462円 | 2,193円 | 21,930円 | 43,860円 | 65,790円 |
| 要介護度３ | 804円 | 1,608円 | 2,412円 | 24,120円 | 48,240円 | 72,360円 |
| 要介護度４ | 875円 | 1,750円 | 2,625円 | 26,250円 | 52,500円 | 78,750円 |
| 要介護度５ | 943円 | 1,886円 | 2,829円 | 28,290円 | 56,580円 | 84,870円 |

②その他加算される料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 内容 | 加算額 |
| １割 | 2割 | ３割 |
| 看護体制加算（Ⅰ） | 常勤の看護職員が１名以上配置されている場合 | 1日あたり12円 | 1日あたり24円 | 1日あたり36円 |
| 看護体制加算（Ⅱ） | 看護職員が、最低基準を１人以上上回る場合 | 1日あたり23円 | 1日あたり46円 | 1日あたり69円 |
| 日常生活継続支援加算（Ⅱ） | 要介護4･5の者が70 %以上,認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が15％以上であること、かつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合 | 1日あたり46円 | 1日あたり92円 | 1日あたり138円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | より介護職員の賃金の改善を行う為、キャリアパス要件を満たし、都道府県知事に届け出をし、サービスを行った場合 | 施設利用料＋各種加算の合計金額の8.3％分 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 経験・技能のある介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出をし、サービスを行っている場合 | 施設利用料+各種加算の合計金額の2.7％分 |
| 初期加算 | 新規入所及び１ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、３０日間加算 | 1日あたり30円 | 1日あたり60円 | １日あたり90円 |
| 入院・外泊時加算 | 入院・外泊当日と帰園日を除く６日間加算 | 1日あたり246円 | 1日あたり492円 | 1日あたり738円 |
| 療養食加算（※１） | 主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合 | 1食あたり６円 | 1食あたり１２円 | 1食あたり18円 |
| 再入所時栄養連携加算（※２） | 医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合 | 1回あたり400円 | 1回あたり800円 | 1回あたり1,200円 |
| 看取り介護加算（Ⅰ）（※３） | 医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものについて、看取り介護を行った場合（上限４５日まで算定できる） | 死亡日以前31日～45日（15日間） |
| 1日あたり72円 | 1日あたり144円 | 1日あたり216円 |
| 死亡日以前4日～30日（27日間） |
| 1日あたり144円 | 1日あたり288円 | 1日あたり432円 |
| 死亡日の前日・前々日（2日間） |
| 1日あたり680円 | 1日あたり1,380円 | 1日あたり2,040円 |
| 死亡日（1日） |
| 1,280円 | 2,560円 | 3,840円 |

※１　療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

※２　再入所時栄養連携加算は常食の方が入院し食事形態が変更になった場合または新しく経管栄養を造設した場合のみ対象となります。

※３　看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

③居住費および食費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 区分 | 居住費 | 食費 |
| １日あたり | １ヶ月あたり | １日あたり | １ヶ月あたり |
| 生活保護受給者 | 第１段階 | ８２０円 | ２４,６００円 | ３００円 | ９,０００円 |
| 世帯全員が市町村民税非課税者 | 老齢福祉年金受給者 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下の方  | 第２段階 ※１ | ３９０円 | １１,７００円 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方 | 第３段階①※２ | １,３１０円 | ３９,３００円 | ６５０円 | １９,５００円 |
| 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が120万円を超える方 | 第３段階②※３ | １,３１０円 | ３９,３００円 | １,３６０円 | ４０,８００円 |
| 上記以外の方（住民税課税世帯の方） | 第４段階 | ２,００６円 | ６０,１８０円 | １,４４５円 | ４３,３５０円 |

※１　預貯金等が単身で650万円、夫婦世帯で1,650万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

※２　預貯金等が単身で550万円、夫婦世帯で1,550万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

※３　預貯金等が単身で500万円、夫婦世帯で1,500万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

**３．高額介護サービス費**

（介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 負担の上限額（月額） |
| 課税所得６９０万円（年収約１,１６０万円）以上 | １４０,１００円（世帯） |
| 課税所得３８０万円（年収約７７０万円）～課税所得６９０万円（年収約１,１６０万円）未満 | ９３,０００円（世帯） |
| 市町村民税～課税所得３８０万円（年収約７７０万円）未満 | ４４,４００円（世帯） |
| 世帯の全員が市町村民税非課税 | ２４,６００円（世帯） |
|  | 前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円以下の方等 | ２４,６００円（世帯）１５,０００円（個人） |
| 　生活保護を受給している方等 | １５,０００円（個人） |

**４．電気料金**

　持ち込まれた以下の電化製品に関しては、入居日の月からご負担していただきます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 電化製品 | テレビ | あんか | 冷蔵庫 | 電気毛布 |
| 電気料金 | ２００円／月 | ２００円／月 | ４００円／月 | ３００円／月 |

**５．入院・外泊時の居住費**

　７日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用をご負担していただきます。

（入院・外泊された場合、６日目までは「２．利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。）

**６．その他**

　１）医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担になります。

２）介護用品にかかる費用は施設サービス費に含まれています。

　３）経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。

　４）加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明致します。

　　　以上のサービス利用料金について同意します。

　令和　　　年　　　月　　　日

 　　　　　　　　利用者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　印

身元引受人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　印

続　柄

社会福祉法人　泚山会　特別養護老人ホーム　たんねの里様